高等裁判所長官　河合　健司
仙台高等裁判所長官に補する
東京高等裁判所判事　深山　卓也
さいたま地方裁判所判事に補する
さいたま地方裁判所長を命ずる
静岡地方裁判所判事　安浪　亮介
東京高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
東京地方裁判所判事　尾島　明
最高裁判所裁判所調査官に充てることを解く
静岡地方裁判所判事に補する
静岡地方裁判所長を命ずる
同　小林　宏司
部の事務を総括する者の指名を解く
最高裁判所裁判所調査官に充てる
最高裁判所上席調査官を命ずる
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　山田　真紀
東京地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する（以上二月二十二日）
富士簡易裁判所判事　植垣　勝裕
静岡簡易裁判所判事に補する
静岡簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
東京簡易裁判所判事　八木澤秀司
富士簡易裁判所判事に補する（以上二月二十三日）
前橋地方裁判所判事兼前橋家庭裁判所判事・高崎簡易裁判所判事　田島　清茂
さいたま地方裁判所判事に補する
さいたま地方裁判所熊谷支部勤務を命ずる
さいたま地方裁判所熊谷支部長を命ずる
兼ねてさいたま家庭裁判所判事に補する
さいたま家庭裁判所熊谷支部勤務を命ずる
さいたま家庭裁判所熊谷支部長を命ずる
熊谷簡易裁判所判事に補する
熊谷簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　永井　秀明
前橋地方裁判所判事に補する
前橋地方裁判所高崎支部勤務を命ずる
兼ねて前橋家庭裁判所判事に補する
前橋家庭裁判所高崎支部勤務を命ずる
高崎簡易裁判所判事に補する（以上二月二十五日）

○定年退官
簡易裁判所判事山口博及び千葉健一は二月二十二日限り定年退官

皇室事項

行幸啓御日程

天皇皇后両陛下の福島県及び宮城県へ行幸啓の御日程は、次のとおりである。

第一日　三月十六日
皇居（正門）御出門
東京駅御発
郡山駅御着
葛尾村役場三春出張所
郡山駅御発
仙台駅御着
お泊所　仙台ロイヤルパークホテル

第二日　三月十七日
宮城県道路公社利府中料金所事務所
宮城県水産会館
女川町まちなか交流館
シーパルピア女川
株式会社ヤマホン
宮城県水産会館
宮城県道路公社利府中料金所事務所
お泊所　仙台ロイヤルパークホテル

第三日　三月十八日
国立大学法人東北大学
宮城県庁
仙台駅御発
東京駅御着
還幸啓

御答信

天皇陛下から平成二十七年十一月二十七日モーリタニア国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十二月一日御答信があった。

天皇陛下から平成二十七年十二月十日アルゼンチン国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十二月十五日御答信があった。

天皇陛下から平成二十七年十二月二十九日ブルキナファソ国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、一月十八日御答信があった。

官庁報告

官庁事項

指定保安検査機関の指定に関する公示

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号に基づく指定保安検査機関を次のとおり指定したので、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第十九条第二項第三号の規定に基づき委任された同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

平成二十八年三月三日

関東東北産業保安監督部長　沖嶌　弘芳

一　名称　陽品ガスエンジニアリング株式会社
二　住所　千葉県市原市五井五千九百三十八番地
一
三　保安検査を行う事業所の名称及び所在地　陽品ガスエンジニアリング株式会社　容器検査所
千葉県市原市五井五千九百四十五番地一
四　指定の区分　液化石油ガス保安規則第七十八条第四項で規定する特定施設のうち移動式製造設備の保安検査
一般高圧ガス保安規則第八十条第四項で規定する特定施設のうち移動式製造設備（液化炭酸ガス、液化窒素ガス及び液化天然ガスの移動式製造設備に限る。）の保安検査
五　指定する地域　青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
六　指定年月日　平成二十八年三月三日

公告

諸事項

工場財団

岩内郡岩内町字相生147番地の10**株式会社田村工業**の工場財団に余市郡赤井川村字落合282番地1株式会社田村工業赤井川工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成28年3月3日　札幌法務局小樽支局

証票無効

証票名	証票番号	交付年月日	亡失年月日	亡失者所属官職及び氏名
労働基準監督官証票	第126037号	平成26年4月1日	平成27年12月8日	山形労働局村山労働基準監督署 労働基準監督官 木暮　幸一

上記のとおり証票を亡失した旨届出があったので、事故発生の日以降無効とする。

平成28年3月3日

厚生労働省

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成27年（家）第802号

千葉県旭市三川474番地
申立人　加瀬　秀樹

本籍千葉県旭市琴田3014番地、最後の住所本籍と同じ、死亡の場所千葉県銚子市、死亡年月日平成19年8月11日、出生の場所東京府南葛飾郡大島町、出生年月日大正15年2月6日、職業無職
被相続人　亡　伊藤　静江
千葉市中央区長洲1丁目22番3号羽田ビル2階本千葉総合法律事務所
相続財産管理人　三浦　亜紀
千葉家庭裁判所八日市場支部